

契約手続き等が困難な案件（未登録・未契約・未入金）の状況

（主に 3 月 15 日時点）

1. 未登録

管轄の自治体や環境省地方環境事務所と共有している未登録案件（8 件）のうち、何らかの理由で登録が困難である者は次のとおり（7 件）。

	事業場	処理量	登録が困難な理由
1	A 社	Co 1 台	処理制度に異議があり、理解が得られない。
2	B 社	Co 1 台	連絡が取れず、保管事業者に会えない。
3	C 社	Co 1 台	会社閉鎖済。
4	D 社	Co 1 台 T 1 台	破産し工場閉鎖。顧問弁護士と手続き中。
5	E 社	Co 1 台	自治体の指導に従わない。
6	F 社	Co 2 台	会社閉鎖済。
7	G 社	Co 3 台	会社清算に伴い権利関係で係争中。

※Co：コンデンサー T：トランス（以下の表でも同じ）

2. 未契約

未契約の事業場数 100 件のうち、何らかの理由で今年度中の契約が困難と見込まれ、管轄の自治体や環境省地方環境事務所と相談し対応をお願いしている案件は次のとおり（3 月 27 日時点で 3 件）。

	事業場	処理量	手続最終日	契約が困難な理由
1	H 社	Co 1 台	2017/12/4 登録	連絡が取れず会えない。
2	I 社	Co 4 台	2005/6/7 登録	法制度に異議あり。
3	J 社	Co 1 台	2007/9/14 登録	資金難。

3. 未入金

契約済保管事業者のうち、処理費用の支払い予定日を大幅に過ぎてもなお入金がない者が存在。自治体や環境省地方環境事務所と相談しつつ対応を行ってきており、現在、下記の案件が存在。

	事業場	処理量	入金予定日	状況
1	K 社	Co 4 台	2017/7/6 → 本年 3/29 に再設定	資金難が理由であったが、3/29 に入金意思。自治体とも相談済。

なお、本年 1 月以降、契約様式の変更により、1 月以降に処理委託契約を結んだ保管事業者が支払い期限を過ぎても未入金状態の場合、無催告により契約解除を行い、速やかに行政処分につなげることが可能となっている（昨年 12 月以前に契約した保管事業者に対しては契約解除前に催告が必要）。